



今回の
テーマ

印紙税について

1 はじめに

様々な取引をしていく中で、印紙税は避けて通れないものですので、今回のニュースレターでは印紙税の考え方を少しだけ、お伝えしようと思います。



2 印紙税が課せられる文書

(1) 印紙税は、印紙税法という法律に規定されています。そして、印紙税法によると、印紙税が課せられる文書の要件は、以下のとおり、定められています(3つの要件をすべて満たす必要があります)。

- ① 印紙税法別表第1(課税物件表)に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項(課税事項)が記載されていること。
- ② 当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること。
- ③ 印紙税法第5条(非課税文書)の規定により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと。

(2) ただ、これだけではよくわからないと思いますので、ポイントをかいつまんで説明すると、①の要件については、印紙税法には別表第1というのがあり、そこには、20種類の文書が記載されています。

別表1記載の文書には、主なものとして不動産の譲渡契約書、土地の賃貸借契約書、消費貸借契約書、請負契約書などがあります。ですので、まずは作成しようとする文書がこの20種類の文書に該当するかどうかを判断します(なお、該当するかどうかは、文書の名称ではなく、実質面から判断されることになる点は注意が必要です)。該当する場合には、続いて②、③の要件を検討することになりますが、該当しない場合には“課税されない文書”ということになります。ちなみに別表Iの20種類の文書に該当しない文書としては、建物や動産の賃貸借契約書(前述のように土地の賃貸借契約書は課税文書です)、動産の売買契約書、雇用契約書などがあります。②、③の要件については、①の要件を満たせば、同様に満たすことになることが多いです。あまり重要度は高くないため、紙幅の都合上、詳細な説明は省略します。

3 終わりに

印紙税が課せられる文書に印紙を貼っていなくても、それだけで文書が無効になるわけではありませんし、印紙税法違反についても、それほど厳しい制裁があるわけではありません。ですので、印紙税はどうしても軽視されがちですが、法律で定められている以上、皆様には上記の考え方の下、きちんと対応していただければと思います。